

令和3年度 一般環境中のダイオキシン類常時監視結果について（概要）

令和4年7月
環境立県推進課

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、一般環境中のダイオキシン類の汚染状況を把握するため、大気、水質・底質（川底等の泥）、地下水及び土壌に含まれるダイオキシン類の測定を行った結果は下記のとおりであり、全ての項目・地点で環境基準を達成した。

記

1 調査期間

令和3年4月から令和4年2月

2 調査地点数

- (1) 大気 : 3地点…年2回（夏季・冬季）
- (2) 水質・底質 : 10地点（河川 : 4 湖沼 : 3 海域 : 3）…年1回
9地点（河川）…年5回
- (3) 地下水 : 5地点…年1回
- (4) 土壌 : 7地点（一般環境土壌 : 5地点、発生源周辺土壌 : 2地点）…年1回

3 分析機関

株式会社日本総合科学山陰支所（米子市灘町三丁目148-1）

4 測定結果の概要

測定結果は表1のとおりで、全ての項目・地点で環境基準を達成した。

また、各調査項目の平均値は、令和2年度の全国調査の平均値と同程度または下回る結果であった。

表1 ダイオキシン類測定結果

（単位）大気：pg-TEQ/m³、水質：pg-TEQ/L、底質・土壌：pg-TEQ/g

調査区分	測定結果 (R3)				全国 (令和2年度)				環境基準	
	地点数	平均	最小	最大	地点数	平均	最小	最大		
大気(一般環境)	3	0.0081	0.0066	0.010	614	0.017	0.0025	0.33	0.6以下	
公共用	水質	19	0.14	0.056	0.50	1411	0.18	0.013	3.6	1以下
水域	底質	19	3.9	0.11	21	1178	6.5	0.040	530	150以下
地下水		5	0.055	0.055	0.055	493	0.054	0.0087	1.7	1以下
一般環境土壌		5	0.22	0.019	0.63	530	1.9	0	97	1000以下
発生源周辺土壌		2	0.32	0.077	0.57	243	8.0	0.000099	960	

※大気及び水質の環境基準値は、年間平均値で評価。

表2 大気のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/m³)

測定地点	夏季	冬季	年間平均値
倉吉保健所（倉吉市）	0.0068	0.0063	0.0066
米子保健所（米子市）	0.0093	0.011	0.010
境港市役所（境港市）	0.0068	0.0083	0.0076
環境基準			0.6以下

表3 公共用水域（水質・底質）のダイオキシン類濃度

(単位：水質 pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g)

測定地点		水質	底質		
河川	天神川 穴鴨	0.058	0.12		
	日野川 生山	0.057	0.11		
	由良川 瀬戸	0.50	6.5		
	佐陀川 佐陀	0.066	0.17		
	塩川	県道上（本流上流部）	0.070	3.4	
		県道下（本流上流部）	0.096	2.4	
		国道東（本流中流部）	0.25	2.2	
		国道東合流地点（本流中流部）	0.27	2.9	
		塩川橋上流100mの地点（本流中流部）	0.17	4.4	
		塩川橋（本流下流部）	0.17	1.7	
		川	支流上流地点（支流上流部）	0.060	1.8
			主要流入水路中流（支流中流部）	0.20	1.5
			国道東（支流下流部）	0.29	2.6
湖沼	東郷池	松崎地先	0.14	9.9	
	中海	葭津地先	0.065	21	
		米子湾中央部	0.086	12	
海域	日本海	大山町御崎地先 1km	0.056	0.17	
	美保湾	日野川河口地先北方 1 km	0.056	0.23	
		日野川河口東方2kmの 米子市淀江町佐陀地先0.5km	0.057	0.19	
環境基準		1以下	150以下		

表4 地下水のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/L)

測定地点	測定結果
(旧北条町) 民有地	0.055
(旧大栄町) 災害時対策井戸	0.055
(旧淀江町) 民有地	0.055
(日野町) 下榎地区簡易水道 第3水源地	0.055
(江府町) 江府町簡易水道第二共同 俣野第1水源	0.055
環境基準	1 以下

表5 一般環境土壌のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/g)

測定地点	測定結果
(旧北条町) 北栄町 B&G 海洋センター駐車場 小グラウンド	0.28
(旧大栄町) 町営住宅「六尾北団地」集会所広場	0.13
(旧淀江町) 米子市立淀江中学校	0.034
(日野町) 日野町立根雨小学校	0.019
(江府町) 江府町運動公園総合グラウンド	0.63
環境基準	1,000 以下

表6 発生源周辺土壌のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/g)

測定地点 (発生源)	測定結果
(倉吉市) 民有地 (株式会社 小鴨)	0.57
(大山町) 大山町立大山中学校 (株式会社片木アルミニウム製作所 大山工場)	0.077
環境基準	1,000 以下

【参考】

○ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。

○1 pg（ピコグラム）は、1兆分の1グラム。

○TEQ(Toxic Equivalent：毒性当量)

ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるので、最も毒性の強いダイオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値で評価する。この場合に「TEQ」という単位が使われる。

○ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）【抜粋】

第26条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質（水底の底質を含む。以下同じ。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない